

議員提出議案第2号

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定について

市長において専決処分することのできる事項を指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月25日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢田松夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹木慶之
	〃	山陽小野田市議会議員 長谷川知司
	〃	山陽小野田市議会議員 伊場勇
	〃	山陽小野田市議会議員 奥良秀
	〃	山陽小野田市議会議員 河野朋子
	〃	山陽小野田市議会議員 高松秀樹

地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による市長専決処分事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額を1件100万円（当該損害賠償に関し、保険金があるときは、当該保険金の額に100万円を加えた額）以下の範囲内で定めること。
- 2 市営住宅（コミュニティ住宅を含む。）の管理上必要な事項についての訴えの提起並びに裁判上の和解及び調停に関すること。
- 3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の5%の額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）以下の範囲内で変更すること。

附 則

- 1 この指定は、令和2年4月1日から効力を生ずる。

- 2 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項（平成17年4月12日議決）は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この指定の前に議会の議決を経た契約についても、第3項の規定を適用する。

(提案理由)

議員提出議案第2号は、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についてであります。

本件は、本来、議会の権限に属する事項について、迅速な対応を行うことにより、円滑かつ能率的な行政運営を図ることが適当であることから、地方自治法第180条第1項の規定により、市長が専決処分することができる事項として新たに指定するものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。